

令和5年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(3) 事業活動等に伴う水質保全対策の推進

① 工場・事業場排水の監視・指導

(1) 事業目的

水質汚濁防止法では、水質汚濁により被害を生ずる恐れのある汚水又は廃液を排出する施設として「特定施設」を定め、さらに湖沼水質保全特別措置法でも「みなし指定地域特定施設」を定めています。

これらの特定施設を設置しようとする工場・事業場等には、事前の届出が義務付けられているとともに、特定施設の設定後は「特定事業場」として排水基準が適用されます。

(2) 取組状況

① 上乗せ排水基準等

水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づいて、特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準（一律基準）が定められていますが、都道府県は当該区域に属する公共用水域のうち、その自然的・社会的条件から判断して、一律基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域については、条例でこの基準より厳しい排水基準（上乗せ基準）を設定し得るものとされています（第3条第3項）。

また、一律基準項目以外の項目あるいは特定事業場以外の工場・事業場等について、条例で規制することを認めています（第29条）。

これらの規定に基づいて、本県では「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」及び「島根県公害防止条例」、松江市域では、「松江市公害防止条例」により、独自の排水規制を実施しています。

② 立入検査状況

令和4年度は、特定事業場等に対して延べ102件の立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視しました。その結果、延べ1事業場が排水基準に違反しており、違反率は1%でした。（資料編：表1）

これらの排水基準違反事業場に対しては、文書等により行政指導を行っており、今後とも排水処理施設整備の促進及び維持管理の徹底などを指導します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379